

第1 監査の対象 福祉健康部（福祉健康総務課，介護保険課，保険年金課，障がい福祉課，生活援護課，福祉医療給付課，地域包括ケアシステム推進室，地域保健課，保健予防課，生活衛生課，健康増進課），社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会，公益財団法人藤沢市保健医療財団及び公益財団法人藤沢市まちづくり協会に係る平成29年度（2017年11月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2018年3月23日（金）

第3 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	桜	井	直人
同	加	藤	一

第4 監査の結果

1 福祉健康総務課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市保健医療センター施設運営業務ほか3件で，契約金額135,861,678円，支出済額78,511,920円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，再委託の承諾に係る手続がとられていないものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

11月末日現在における補助金の執行状況は，藤沢市社会福祉協議会補助金ほか12件で，交付決定額411,187,908円，支出済額270,763,720円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は，保健医療センターとなっている。

この施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

㊦ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月23日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、保健医療センターにおける清涼飲料水等自動販売機及び回収容器ほか4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，適切なものと認められた。

(イ) 普通財産の貸付け

1 1月末日現在における普通財産の貸付けの状況は、保健医療センターにおける法人事務室ほか4件となっている。

これらが「藤沢市財産の交換等に関する条例」，「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，建物使用貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

(ウ) 普通財産の転貸

公益財団法人藤沢市保健医療財団に貸し付けている保健医療センター1階部分について、清涼飲料水等自動販売機設置の目的で、一部が転貸されている。

これについて、「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、物件転貸承認申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

2 介護保険課

(1) 介護保険料の収入は適正か

1 1月末日現在における介護保険料の収入状況は、調定額 6,168,306,480 円，収入済額 3,938,612,080 円，収入未済額 2,229,694,400 円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市介護保険条例」，「藤沢市財務規則」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，8月1日付け資格異動分の20件について住民異動届（写）及び介護保険被保険者台帳（端末）を調査した結果，適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，11月1日振替分の納入済通知書181件を調査するとともに，日報書，収入済通知書等と照合して調査した結

果，適正なものと認められた。

ウ 還付について

被保険者の死亡，市外への転出，所得更正等により保険料の過納又は誤納が生じた場合に，当該保険料を還付している。

1 1月末日現在における還付の状況は，還付対象額 30,773,880 円，還付済額 27,039,700 円，未還付額 10,250,390 円となっている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，介護保険料還付金請求書，過誤納額還付対象者リスト，介護保険料過誤納額還付（充当）決議書及び支出命令（端末）を調査するとともに，6月14日付け過誤納額還付対象者リスト（対象件数 486 件）から 51 件を抽出し，8月9日付け過誤納額還付対象者リスト（対象件数 406 件）から 53 件を抽出して被保険者台帳（端末）を調査した結果，適正に処理されているものと認められた。

エ 現金の取扱いについて

3月8日に介護保険課窓口の取扱現金を実査した結果，適切に管理されているものと認められた。

3 保険年金課

(1) 国民健康保険料の収入は適正か

1 1月末日現在における国民健康保険料の収入状況は，調定額 12,494,406,041 円，収入済額 5,689,632,208 円，収入未済額 6,804,773,833 円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市国民健康保険条例」，「藤沢市財務規則」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，11月16日付け資格異動リスト 87 件のうち 60 件を抽出して国民健康保険資格（取得・喪失・異動）届，国民健康保険被保険者台帳等を調査した結果，適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，11月24日収入日の納入済通知書 371 件を調査するとともに，日報書，収納金通知書等と照合して調査した結果，適正なものと認められた。

ウ 還付について

被保険者の社会保険加入，市外への転出，所得更正等により国民健康保険料の過納又は誤納が生じた場合に，当該保険料を還付している。

1 1月末日現在における還付の状況は，還付総額 96,337,552 円，還付済額 73,993,990 円，未還付額 22,343,562 円となっている。

これが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，11月2日付け消込アン

マッチリスト（還付 48 件）及び 1 1 月 8 日付け 1 0 月異動に伴う過納リスト（還付 191 件）を抽出して調査した結果、適正なものと認められた。

(2) 後期高齢者医療保険料の収入は適正か

1 1 月末日現在における後期高齢者医療保険料の収入状況は、調定額 4,821,958,344 円、収入済額 3,081,638,620 円、収入未済額 1,740,319,724 円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、後期高齢決算調書等を調査した結果、適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が「藤沢市後期高齢者医療に関する条例」、 「藤沢市財務規則」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて、1 1 月 2 0 日収入日の納入済通知書 69 件を調査するとともに、日報書、収納金通知書等と照合して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

ウ 還付について

被保険者の死亡、市外への転出、所得更正等により後期高齢者医療保険料の過納又は誤納が生じた場合に、当該保険料を還付している。

1 1 月末日現在における還付済額は 38,300,540 円となっている。

これが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて、1 1 月 1 日振込分のうち 50 件を抽出して、後期高齢者医療保険料過誤納還付請求書等を調査した結果、適正なものと認められた。

エ 現金の取扱いについて

3 月 1 日に保険年金課窓口の保険料に係る会計管理者保管金及び保険料収納金を実査した結果、適切に管理されているものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

1 1 月末日現在における委託料の執行状況は、平成 2 9 年度藤沢市国民健康保険特定健康診査業務ほか 19 件で、契約金額 486,578,473 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 256,780,024 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、16 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

4 障がい福祉課

(1) 使用料の収入は適正か

1 1 月末日現在における太陽の家体育館等の使用料の収入状況は、調定額、収入済額ともに 298,050 円となっている。

これらが「藤沢市太陽の家条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、使用申請書、日計表、体育館使用料入金状況報告、収納金通知書、納入済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、2月1日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は使用申請書の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業費補助金ほか6件で、交付決定額134,315,000円、支出済額91,119,300円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市太陽の家管理運営業務ほか15件で、契約金額415,485,896円、支出済額278,951,096円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、12件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の見直しが必要なものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、太陽の家ほか2施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月1日及び同月9日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、太陽の家における放課後デイサービス事業ほか3件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 普通財産の貸付け

1 1月末日現在における普通財産の貸付けの状況は、元医師公舎における障がい時一時預かり事業となっている。

これが「藤沢市財産の交換等に関する条例」，「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地建物使用貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

5 生活援護課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

6 福祉医療給付課

(1) 使用料及び手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における使用料及び手数料の収入状況は，調定額 325,861,722 円，収入済額 306,423,180 円，収入未済額 19,438,542 円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市財務規則」，「藤沢市斎場条例」，「藤沢市西富墓地条例」，「藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，斎場使用許可申請書，西富墓地使用者台帳，火葬証明願，大庭台墓園墓所使用申込書，大庭台墓園使用返還届，使用許可証再交付申請書，墓所承継使用申請書等を調査するとともに，大庭台墓園管理料減免申請書等を調査した結果，適正なものとして認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，1 1月分の納付済通知書，収納金通知書，納入済通知書等を照合して調査した結果，適正なものとして認められた。

ウ 還付について

墓地使用者が墓地を市に返還した場合又は重複納入等の誤納が生じた場合に，当該手数料を還付している。

1 1月末日現在における還付の状況は，還付総額，還付済額ともに 345,939 円となっている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，大庭台墓園返還届，大庭台墓園使用料等還付申請書等を照合して調査した結果，適正なものとして認められた。

エ 現金の取り扱いについて

3月8日に福祉医療給付課窓口，斎場並びに大庭台墓園事務所で実査した結果，適切に管理されているものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は、愛の輪福祉基金事業補助金ほか3件で、交付決定額10,006,000円、支出済額1,722,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書(写)、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正に執行されているものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、大庭台墓園清掃等管理業務ほか25件で、契約金額363,955,372円、支出済額206,161,336円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、大庭台墓園ほか4施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

3月3日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、大庭台墓園における飲料用自動販売機ほか16件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設用地の借用について

1 1月末日現在における施設用地の借用状況は、藤沢市西富墓地で、借用面積3,942.00㎡となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

7 地域包括ケアシステム推進室

(1) 老人措置費自己負担金の収入は適正か

ア 老人措置費自己負担金の賦課について

老人措置費自己負担金は、養護老人ホームに入所した被措置者及び主たる扶養義務者から、その措置に要する費用を徴収するもので、被措置者の収入、主たる扶養義務者の税額等に応じて賦課される。

これが「藤沢市老人福祉に関する規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて、平成29年度の新たな入所者9件の老人福祉措置申出書（兼台帳）、老人福祉措置費用徴収額決定通知書、収入資料等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

イ 収入事務について

1 1月末日現在における老人措置費自己負担金の収入状況は、調定額 37,622,128 円、収入済額 30,610,053 円、収入未済額 7,012,075 円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、歳入執行状況、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市老人福祉センター管理運営業務ほか140件で、契約金額 1,156,586,229 円、支出済額 833,451,749 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、22件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、仕様書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市シルバー人材センター補助金ほか8件で、交付決定額 127,400,749 円、支出済額 93,059,471 円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、老人福祉センターやすらぎ荘ほか9施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

㍿ 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されてい

るかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月9日に養護老人ホームを除く施設について現地調査した結果、目的外使用許可手続がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、老人福祉センターやすらぎ荘における食堂・売店ほか30件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 普通財産の貸付け

1 1月末日現在における普通財産の貸付けの状況は、養護老人ホームにおける老人福祉施設となっている。

これが「藤沢市財産の交換等に関する条例」、「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

1 1月末日現在における施設敷地の借用状況は、善行老人憩の家ほか3件で、借用面積は1601.07㎡となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

8 地域保健課

(1) 医事関係許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における医事関係許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに737,000円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、診療所開設許可申請書、構造設備使用許可申請書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、会計管理者口座への払込みが遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 薬事関係営業許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における薬事関係許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに1,226,600円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されて

いるかどうかについて、許可申請書、許可更新申請書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、会計管理者口座への払込みが遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 細菌培養同定検査手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における細菌培養同定検査手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに1,075,500円となっている。

この手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、衛生検査依頼書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、会計管理者口座への払込みが遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

また、2月13日に地域保健課及び衛生検査センター窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市保健所・南保健センター総合管理業務ほか10件で、契約金額68,313,353円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については、平成29年度分の契約金額である。）、支出済額37,207,773円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、部分払額が適切でないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、藤沢市保健所・南保健センターほか1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月13日及び同月23日に現地調査した結果、行政財産の目的外使用に係る手続がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、藤沢市保健所・南保健センターにおける藤沢食品衛生協会事務室ほか6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果，使用料の調定処理に遅れがあるものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(6) 備品等の管理は適切か

1 1月末日現在におけるこの課が管理する薬品は，アジ化ナトリウム特級他 512 品目となっている。

これらの管理が「毒物及び劇物取締法」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，2月13日に現地調査を行い，薬品 513 品目のうち，20 品目を抽出して記録簿と照合した結果，適切に管理されているものと認められた。

9 保健予防課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は，風しん抗体検査業務ほか 9 件で，契約金額 7,741,598 円（単価契約における概算契約金額を含む。），支出済額 3,233,200 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なもの認められた。

10 生活衛生課

(1) 犬の登録等手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における犬の登録等手数料の収入状況は，調定額，収入済額ともに 12,974,330 円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，4月分の犬の登録申請書，狂犬病予防注射済票交付（注射猶予）申出書，登録・狂犬病予防注射実施名簿，保健所手数料執行状況報告書，収納金通知書，納付済通知書等を照合して調査した結果，過納があったときの事務処理が適切でないものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 食品衛生関係営業許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における食品衛生関係営業許可申請手数料の収入状況は，調定額，収入済額ともに 8,642,750 円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて6月分の営業許可申請書，保健所手数料執行状況報告書，収納金通知書，納付済通知書等を照合して調査した結果，収入済額は適正なもの認められた。

(3) 環境衛生関係営業許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における環境衛生関係営業許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに1,517,920円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、営業許可申請書、保健所手数料執行状況報告書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

また、2月27日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、犬の抑留等業務ほか3件で、契約金額5,933,400円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額3,648,304円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の見直しが必要なものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

11 健康増進課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、後期高齢者等健康診査業務ほか37件で、契約金額1,228,346,707円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額653,833,370円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、17件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

12 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会

(1) 藤沢市からの受託業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している業務は、藤沢市在宅福祉サービスセンター管理運営事業業務ほか18件で、契約金額176,875,351円（単価契約における概算契約金額を含む。）となっている。

これらが「社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会経理規程」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して業務委託契約書、仕様書、会計帳票等を調査した結果、業務の執行は適正なものと認められた。

13 公益財団法人藤沢市保健医療財団

(1) 藤沢市からの受託業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している業務は、藤沢市保健医療センター施設運営業務ほか 11 件で、契約金額 299,135,623 円（単価契約における概算契約金額を含む。）となっている。

これらが「公益財団法人藤沢市保健医療財団契約処理規程」，「公益財団法人藤沢市保健医療財団文書取扱規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務受託契約執行決裁書，同契約書，調定決裁書，収入決裁書等を調査した結果，再委託の承諾に係る手続がとられていないものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

14 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

(1) 藤沢市生きがい福祉センターに係る指定管理者の業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの指定（指定期間 2015 年 7 月 15 日から 2020 年 3 月 31 日まで）を受けて実施している藤沢市生きがい福祉センターに係る管理業務は，藤沢市生きがい福祉センター管理運営業務となっている。

これが「藤沢市生きがい福祉センター条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，基本協定書，年度協定書，仕様書，収支計算書，業務報告書等を調査した結果，適正に管理されているものと認められた。

また，2月9日に管理対象施設の現地調査をした結果，適切に管理されているものと認められた。